

第6項 (都道府県) 大規模氾濫減災協議会の構成員の責務 (法第15条の9、第15条の10)

国土交通大臣により組織された大規模氾濫減災協議会または知事により組織された都道府県大規模氾濫減災協議会の構成員は、当該協議会で協議が調った事項について、その協議の結果を尊重しなければならない。

第7項 ため池管理者の責務

ため池管理者は、水害が予想されるときは、当該ため池のある地域の水防管理者の指揮下に入り、必要に応じ門扉の開閉を行わなければならない。

第8項 居住者等の水防義務 (法第24条)

当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者、水防団長又は消防機関 (市町の消防本部、消防署、消防団をいう。以下この計画において同じ。) の長が、水防のためにやむを得ない必要があつて命じた水防活動に従事しなければならない。

第9項 河川管理者等 (法第24条の2)

河川管理者又は海岸管理者は、その管理する河川又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその状況を知事その他関係者に通報しなければならない。

第10項 県及び出先機関の水防関係職員の責務

水防関係職員は、大雨、高潮、津波、河川氾濫に関する気象情報が発表されたときは、直ちに所定の配備につくことができるように常に気象状況の変化に注意しなければならない。

第3節 職員の配備体制及び所掌事務

第1項 配備体制

水防に関する職員の配備体制は、第3編第1章「応急活動計画」に定めるところによる。具体的には、第1警戒体制 (情報班体制及び警戒配備体制)、第2警戒体制、警戒体制、特別警戒体制、第1非常体制、第2非常体制及び緊急非常体制とする。

第2項 第1警戒体制 (情報班体制)

1 体制の時期

- ア 県内に大雨、氾濫のレベル2注意報の一つ以上が発表されたとき。
- イ その他状況により知事が命じたとき。

2 配備課所と業務内容

第1警戒体制 (情報班体制) では、特に関係のある本庁部課職員のみで配備し、次の業務を行う。

配備課所	業務内容
河川課	1 気象情報の収集
砂防課	2 降雨状況等により警戒配備体制への移行を指示する
道路整備課	3 土木建築事務所及びダム管理事務所の長から請求があった場合
防災危機管理課	必要な情報を提供する。
消防保安課	

第3項 第1警戒体制 (警戒配備体制)

1 体制の時期

- ア 県内に大雨、氾濫のレベル2注意報の一つ以上が発表され、情報班が本体制の設置を指示したとき。
- イ 県内に大雨、氾濫のレベル2注意報の一つ以上が発表され、土木建築事務所及びダム管理事務所の長が必要と判断したとき。
- ウ 県内にレベル3高潮警報が発表されたとき。
- エ その他状況により知事が命じたとき。

2 配備課所と業務内容

第1警戒体制（警戒配備体制）における水防関係の配備課所と業務内容は、次のとおりである。

配備課所	レベル2 大雨 注意報	レベル2 氾濫 注意報	レベル3 高潮 警報	業務内容
河川課 砂防課 道路整備課 港湾課	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	土木建築事務所、ダム管理事務所及び港湾管理事務所の警戒配備体制への移行を確認するとともに、水位、雨量、潮位等水防に関する情報を収集し、必要に応じ関係機関に連絡通報する。
土木建築事務所	○	○	○	
ダム管理事務所	○	○	○	
港湾管理事務所			○	
山口宇部空港事務所			○	警戒配備体制に着いた旨、河川課の配備職員へ通報するとともに、所管のダム等の状況等、水防情報の収集、報告にあたる。
農林水産政策課 農村整備課 漁港漁場整備課			○ ○ ○	
農林水産事務所 下関農林事務所 農林水産事務所 下関水産振興局			○ ○ ○ ○	警戒配備体制に着いた旨、農林水産政策課の配備職員へ通報するとともに、水防情報の収集、報告にあたる。

※主管部長が必要に応じ配備を命ずる。

3 出先機関の配備基準

(1) 配備は原則として、管轄する市町単位とする。

情報班は、先行降雨等の気象現象から配備を必要とする地域を管轄する出先機関に対して配備を指示するものとする。

(2) 局地的な降雨時は、情報班が特定の出先機関のみに配備を指示することができるものとする。

(3) 情報班から配備の指示がなされていない場合であっても、土木建築事務所の長及びダム管理事務所の長は、独自に関係職員に配備を命ずることができるものとする。

第4項 第2警戒体制以上の体制

1 体制の時期

それぞれの体制の時期は、次のとおりである。

配備体制	体制の時期の基準
第2警戒体制 /警戒体制	① 県内にレベル3大雨警報、レベル3氾濫警報、レベル4高潮危険警報、津波注意報の一つ以上が発表されたとき。 ② その他状況により知事が命じたとき。
特別警戒体制	① レベル4大雨危険警報、レベル4氾濫危険警報、気象防災速報（記録的短時間大雨）の一つ以上が発表されたとき。 ② 本県への台風の接近又は上陸が予想されるとき。 ③ 県内に津波警報が発表されたとき。 ④ その他状況により知事が命じたとき。
第1非常体制	① 高潮を除くレベル3警報もしくはレベル4高潮危険警報のいずれかの警報が発表され、県内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 ② 県内に、気象等に関する特別警報が発表されたとき。 ③ 気象情報等の有無に関わらず、県内に局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき。 ④ その他知事が特に必要と認めたとき

第2 非常体制	県下全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想されるとき。
緊急非常体制	県下全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想されるときで、県の全組織を挙げて災害対応が必要なとき。

2 配備課所と業務内容

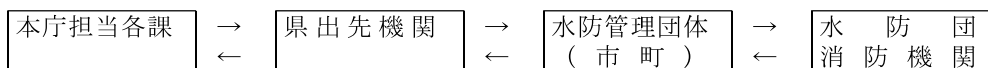
第2 警戒体制以上の体制における水防関係の配備課所と業務内容は下表のとおりである。

配備課所	業務内容
監理課 技術管理課	① 資材調達、輸送、他県との連絡及び建設業者との連絡に関する事 ② 土木建築事務所の相互協力、応援に関する事
道路整備課	① 県が管理する道路の通行規制に関する事 ② その他、道路整備課所管業務の水防に関する事
道路建設課	道路建設課所管業務の水防に関する事
都市計画課	① 県立都市公園及び流域下水道の風水害対策に関する事 ② その他、都市計画課所管業務の水防に関する事
砂防課	① 公共土木施設（国土交通省所管）の被害の取りまとめに関する事 ② 山口県土砂災害警戒情報システムに関する事 ③ その他、砂防課所管業務の水防に関する事
河川課	① 水防に関する指示の伝達に関する事 ② 雨量、水位の情報収集、通報及び状況判断に関する事 ③ 水防警報、水防緊急対策及び技術指導に関する事 ④ 洪水予報の実施、伝達に関する事 ⑤ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の伝達に関する事 ⑥ 氾濫等及び堤防等決壊の通知及び周知に関する事 ⑦ 報道機関への水位情報・水防警報発表状況の情報提供に関する事 ⑧ 土木防災情報システムに関する事 ⑨ ダムの操作に関する事 ⑩ その他、河川課所管業務の水防に関する事
港湾課	① 国土交通省港湾局所管海岸保全区域の水防に関する事 ② 潮位の情報収集、通報及び状況判断に関する事 ③ 高潮防災情報システムに関する事 ④ その他、港湾課所管業務の水防に関する事
住宅課	① 県営住宅の風水害対策に関する事 ② その他、住宅課所管業務の水防に関する事
農林水産政策課	① 各農林水産事務所、下関農林事務所及び下関水産振興局の相互協力、応援に関する事 ② その他、農林水産政策課所管業務の水防に関する事
農村整備課	① 危険ため池に関する事 ② 農林水産省農村振興局所管海岸保全区域の水防に関する事 ③ その他、農村整備課所管業務の水防に関する事
漁港漁場整備課	① 水産庁所管海岸保全区域の水防に関する事 ② その他、漁港漁場整備課所管業務の水防に関する事
土木建築事務所	① 水防警報の発表及び伝達に関する事 ② 洪水予報の伝達に関する事 ③ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の伝達に関する事 ④ 潮位の情報収集、通報に関する事 ⑤ 氾濫等及び堤防等決壊の通報・通知に関する事 ⑥ ダムの操作に関する事 ⑦ 水門、防潮ゲート（陸閘）の開閉、排水ポンプ場の操作に関する事 ⑧ 水防資材の融通及び輸送に関する事 ⑨ 県が管理する道路の通行規制に関する事
ダム管理事務所	ダムの操作に関する事
港湾管理事務所	① 所管の海岸に係る水防警報の発表に関する事 ② 潮位の情報収集、通報に関する事 ③ 氾濫等の通報に関する事 ④ 水門、樋門、陸閘の開閉、排水ポンプ場の操作に関する事
山口宇部空港事務所	① 潮位の情報収集、通報に関する事 ② 氾濫等の通報に関する事 ③ 水門、防潮ゲート（陸閘）の開閉に関する事
農林水産事務所	① 危険ため池に関する事 ② 農林水産省農村振興局所管海岸保全区域の水防に関する事 ③ 水産庁所管海岸保全区域の水防に関する事 ④ 氾濫等の通報に関する事
下関農林事務所	① 危険ため池に関する事 ② 農林水産省農村振興局所管海岸保全区域の水防に関する事 ③ 氾濫等の通報に関する事
下関水産振興局	① 水産庁所管海岸保全区域の水防に関する事 ② 氾濫等の通報に関する事

3 出先機関の職員の配備

出先機関の職員の配備人員、連絡網等の計画については、それぞれの出先機関の長が、知事の承認を得て定めるものとする。

4 現地との連絡系統



第5項 配備体制の解除

1 解除の時期

気象警報・注意報が解除されるなど、配備体制の原因がなくなったときは、配備体制を解除する。ただし、知事が継続配備の必要を認めて指示した場合を除く。

2 出先機関の配備体制の解除要領

配備の指示をした課の職員から、継続配備の必要がない旨の連絡を受けた後、解散の報告をして解散する。

土木建築事務所及びダム管理事務所において、所長の判断により継続配備をする場合は、その旨を河川課・砂防課の配備職員に連絡する。

知事が必要と認めて配備を継続している場合については、河川課又は砂防課の配備職員から解散時期を指示する。